

小規模水道施設水質検査仕様書

1	委託の目的	秋田市小規模水道施設水質検査
2	委託対象場所	秋田市雄和中の沢地区及び秋田市雄和藤森地区
3	委託期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
4	検査項目	秋田県小規模水道条例施行規則の定めによる
	基準51項目（浄水）	水質基準に関する省令の表に掲げる一の項から五十一の項までの全項目とする
	定期検査15項目	水質基準に関する省令の表に掲げる一の項、二の項、九の項、十一の項、三十四の項、三十七の項から四十まで及び四十六の項から五十一の項までとする
	大腸菌及び嫌気性芽胞菌	水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による
5	検体数	
	基準51項目（浄水）	2検体（年1回）
	定期検査15項目	6検体（年3回）
	大腸菌	18検体（年9回）
	嫌気性芽胞菌	18検体（年9回）
	クリプトスポリジウム等原虫検査	8検体（年2回）
6	検査方法	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号） 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による
7	検査結果	検査結果はすみやかに書面をもって通知するものとする